



接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0032 号  
平成 24 年 6 月 19 日

総務大臣  
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新														
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～107 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>108 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～107 (略)	(略)	108 消費税相当額	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～107 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>108 IP通信網サービス</td> <td>当社のIP通信網サービス契約約款（以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に基づき、IP通信網を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>109 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第34条の13 接続申込者は、第34条の4（光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金（平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（情郵審第33号）に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。）の適用を選択することができます。</p> <p>2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社がIP通信網サービス（IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を提供している通信用建物のうち、他事業者がIP通信網サービスに相当するサービスを提供している区域が、IP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとします。また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4（違約金）第6（複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金）に規定する額に、その額（利息に相当する額を除きます。）に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p>	用 語	意 味	1～107 (略)	(略)	108 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款（以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に基づき、IP通信網を使用して行う電気通信サービス	109 消費税相当額	(略)
用 語	意 味														
1～107 (略)	(略)														
108 消費税相当額	(略)														
用 語	意 味														
1～107 (略)	(略)														
108 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款（以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に基づき、IP通信網を使用して行う電気通信サービス														
109 消費税相当額	(略)														

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)	(略)
(8) 端末回線 伝送機能に 係る料金の 適用	ア～ナ (略)
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回 線 伝 送 機 能 及 び 光 信 号 多 重 分 離 機 能 の 組 み 合 わ せ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を限度とし (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機 能に係る料金の 適用	ア～ナ (略) ニ 第34条の13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかかわらず、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2 (料金額) 2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2 (料金額) 2-1-1-1 (基本料) 第6欄イ欄又は2-1-1-2 (加算料) 第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。
(8)-2～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝機 能及び光信号多 重分離機能の組 み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ (当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。) に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を限度とし (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を限度とします (以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

	区 分	単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所) 第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 ります。)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1第6欄 イ(7)欄に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(ウ) 平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額を加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

		<u>イ 保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	<u>(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>2,428円</u>	<u>接続開始日から、1年未満の場合に適用します。</u>
			<u>(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額</u>	<u>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</u>
			<u>(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>

		ウ アイ以外のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	(4) 平成26年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		ウ アイ以外のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円のみ消費税相当額を加算するものとします。

別表4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア (略) イ その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合

別表4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア (略) イ その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	<p>(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合</p> <p>接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1-1の2又は2-1-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.31%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額</p>
	<p>(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合</p> <p>接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p>
	<p>(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合</p> <p>終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p>

附則

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
- 2 当社は、複数年段階料金の適用の選択を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11（その他の機能）第12欄、第14欄から第18欄及び第20欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとします。
- 3 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（情郵審第33号）に基づく、光配線区画の見直し完了するまでの間に限り、光信号主端末回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。